

心身障害者福祉手当・難病患者福祉手当の月額改定について

令和8年4月分から、心身障害者福祉手当・難病患者福祉手当の月額を改定します。
改定後の金額は下表のとおりです。

なお、令和8年4月まで継続して受給中の方は、月額改定についてのお手続きは不要です。
(令和8年8月期の振込から金額が変わります。)

障害の程度	令和8年3月まで	令和8年4月分から (改定後)	令和8年8月期 振込
【20歳以上の方】 身体障害 1・2級 愛の手帳 1～3度 脳性まひ・進行性筋萎縮症	15,000円	15,500円	4～7月分を 改定後の額で 振込
身体障害 3級	5,000円	7,750円	
身体障害 4級 (R8年4月以降新規の方)		新規対象外	なし
身体障害 4級 (経過措置対象者)	5,000円	令和8年3月以前から受給継続している方	7年度の額で 振込
愛の手帳 4度 (R8年4月以降新規の方)		7,750円	4～7月分を 改定後の額で 振込
愛の手帳 4度 (経過措置対象者)	15,000円	令和8年3月以前から受給継続している方	7年度の額で 振込
精神障害 1級		15,500円	4～7月分を 改定後の額で 振込
難病要件 難病患者福祉手当	12,000円	15,500円	

※精神障害1級の方の新規申請は令和8年4月から受付します。

<経過措置について>

令和8年4月まで継続して受給中の方で身体障害4級・愛の手帳4度の方は、経過措置として資格がなくなるまでは令和8年4月以降も令和7年度の月額で支給します。
所得超過や施設入所などにより資格喪失した後は新規の扱いとなります。

<担当> 江戸川区福祉部障害者福祉課自立援助係

電話：03-5662-0062 FAX：03-3656-5874